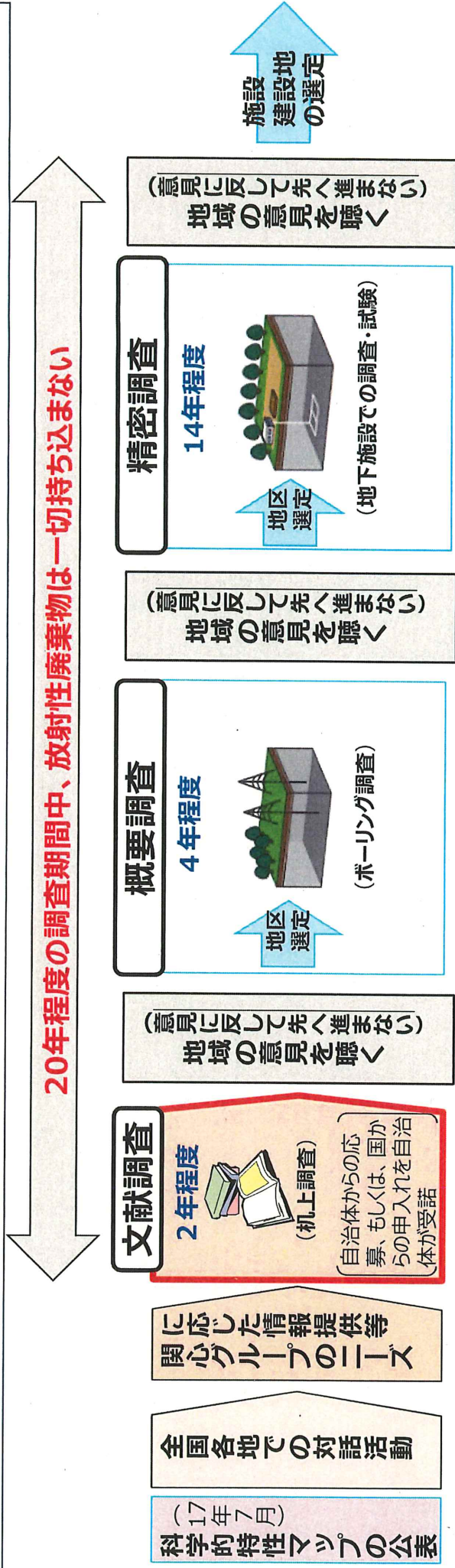


処分地選定プロセスにおける文献調査の位置付け

①

- 最終処分法では、概要調査（ボーリング調査）、精密調査（地下施設における調査）を経て、最終処分地を選定する方針。
- 概要調査を実施するかどうかの検討材料を集めるために、あらかじめ文献調査（資料による調査）を実施。



- 文献調査とは、全国各地での対話活動の中で、地域の地質を詳しく知りたい「市町村」があれば、どの市町村に対しても、地域に関する資料やデータを情報提供し、理解活動の促進を図るもの。
- 市町村が次の概要調査に進もうとする場合には、改めて都道府県知事と市町村長のご意見を聴き、これを十分に尊重することとしており、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、先へ進まない。

- 3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの）にあっては、原子力規制委員会）の意見を聴かなければならない。
- 4 経済産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならぬ。
- 5 経済産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要があるときは、基本方針を改定するものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定について準用する。

(最終処分計画)

- 第四条 経済産業大臣は、基本方針に即して、経済産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。
- 2 最終処分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の量及びその見込み
- 二 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の規模及び能力に関する事項
- 三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項
- 四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項
- 五 その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関し必要な事項

- 3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの）にあっては、原子力規制委員会）の意見を聴かなければならない。
- 4 経済産業大臣が最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならぬ。
- 5 経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。
- 6 経済産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要があるときは、最終処分計画を改定するものとする。
- 7 第一項から第五項までの規定は、前項の規定による最終処分計画の改定について準用する。

(実施計画)

- 第五条 原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 最終処分を行わなければならない特定放射性廃棄物の量及びその見込み
- 二 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の種類、規模及び能力に関する事項
- 三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、丙の設置する六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター（以下「貯蔵管理センター」という。）の周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書（昭和60年4月18日締結）」第5条の規定に基づき、相互の権利義務等について、電気事業連合会の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

(安全確保及び環境保全)

第1条 丙は、貯蔵管理センターで行う高レベル放射性廃棄物（我が国の電力会社が、海外に再処理を委託した使用済燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性液体廃棄物をステンレス鋼製容器にほうけい酸ガラスを固化材として固化したものであって、我が国の電力会社に返還されるもの。以下「ガラス固化体」という。）の一時貯蔵管理に当たっては、放射性物質及びこれによって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）により周辺地域の住民及び環境に被害を及ぼすことのないよう「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）その他の関係法令及びこの協定に定める事項を誠実に遵守し、住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、貯蔵管理センターの品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

(情報公開及び信頼確保)

第2条 丙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

2 丙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

(管理期間等)

第3条 第1条の「ガラス固化体の一時貯蔵管理」（以下「廃棄物管理」という。）の期間（以下「管理期間」という。）は、それぞれのガラス固化体について、貯蔵管理センターに受け入れた日から30年間とし、丙は、管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとする。

(施設の新増設等に係る事前了解)

第4条 丙は、前条の廃棄物管理に係る施設の新設、増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得なければならない。

(放射性物質の放出管理)

第5条 丙は、貯蔵管理センターから放出する放射性物質について、別表に定める管理目標値に

使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に立地することに関し、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

（使用済燃料の貯蔵期間）

第1条 丙及び丁は、丙が甲及び乙に提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」に示されている使用済燃料の貯蔵について、次の事項を遵守するものとする。

(1) 使用済燃料の貯蔵建屋（以下「建屋」という。）の使用期間は、建屋の使用開始の日から50年間とする。

(2) 使用済燃料の貯蔵容器（以下「容器」という。）の貯蔵期間は、容器を建屋に搬入した日から50年間とする。
ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合においては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。

(3) 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものとする。

2 丙及び丁は、前項の遵守事項について、丙及び丁が共同して設立し、貯蔵施設の建設及び管理運営を行う法人（以下「新法人」という。）に対しても遵守させるものとする。

（品質保証体制の構築）

第2条 丙及び丁は、貯蔵施設の安全を確保するため、新法人に品質保証体制を構築させることとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年10月19日

(甲) 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

(乙) むつ市金谷一丁目1番1号

むつ市長 杉山 勲

(丙) 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力株式会社

代表取締役社長 勝俣 恒久

(丁) 東京都千代田区神田美土代町1番地1

日本原子力発電株式会社

代表取締役社長 市田 行則

